

【5】BCP発動基準

（１）本社：災害対策本部設置及びBCP発動基準【地震/風水害】

当法人としては下記災害の程度により、災害対策本部を設置し、BCPを発動する。
このBCP発動基準を平常時から社員等に周知しておくこと。

地震	震度 5 強以上の地震が、本社の所在する函館市および近郊に発生した場合
台風	中心気圧が 9 6 0 hPa以下の台風が、本社の所在する函館市および近郊に上陸した場合
上記以外	災害対策本部が必要と判断した場合

（２）事業所：災害対策本部設置及びBCP発動基準【地震/風水害】

事業所の対策本部設置及びBCP発動基準は下記のとおりとする、

（１）のBCP発動時	
事業所単位での発動	

例） 記録的な短時間大雨情報・土砂災害警戒情報が発表された時
台風により暴風/波浪・高潮警報が発表された時

